

消費者行政での問題点 ～食品問題を中心に～

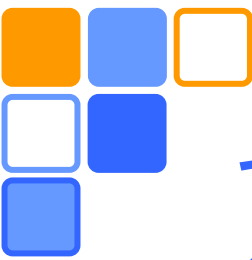
食品の機能と安全性



**奈良県立医科大学公衆衛生学
今村知明**

今村の経歴

- 関西医大・東大病院 麻酔科・救命センター >> 臨床診療
- 厚生行政
 - ・ 厚生省 統計情報部 >> 衛生統計
 - ・ 文部省 学校健康教育課 >> 学校保健
 - ・ 厚生省 エイズ結核感染症課 >> 感染症
 - ・ 佐世保市 保健福祉部 >> 保健所長＋福祉事務所長
 - ・ 厚生労働省 食品保健部 >> 食品保健
- 東京大学 医学部附属病院 企画経営部 >> 病院経営
- 今は、
奈良県立医科大学 公衆衛生学講座 >> 公衆衛生・医療政策



そもそも食品は 危険でリスクのあるものだ

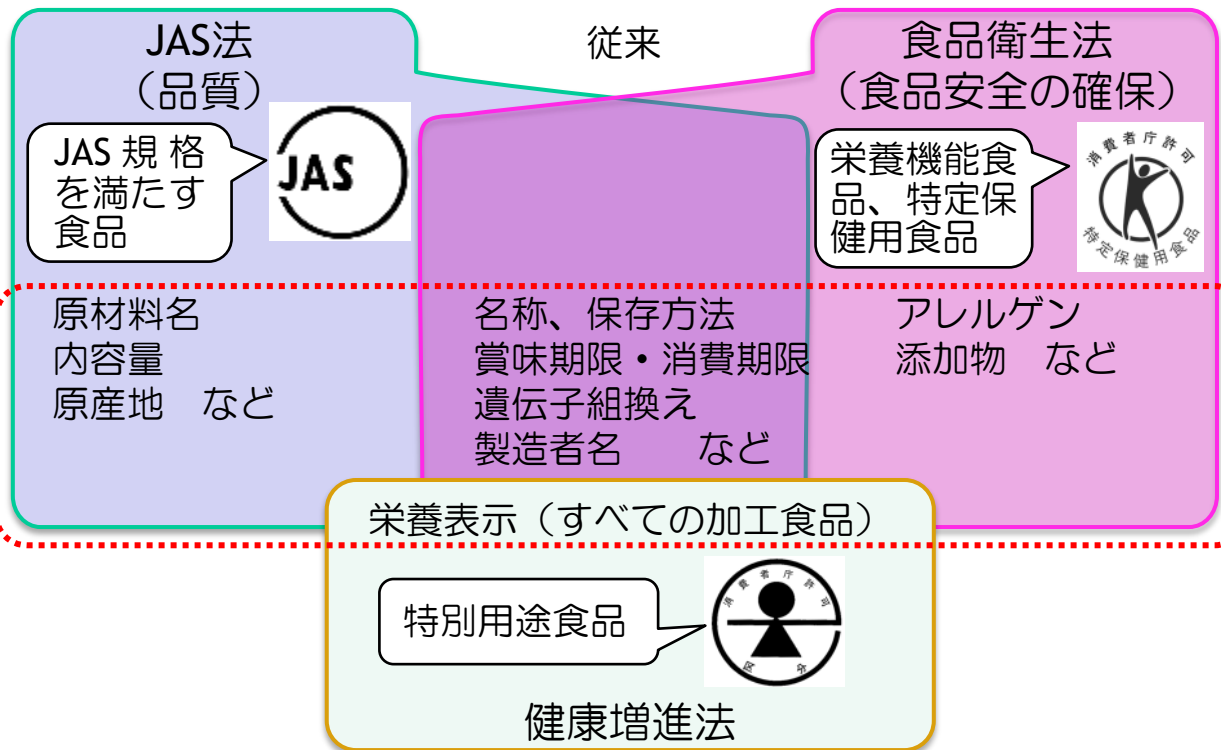
- **とうもろこし**は何故食べて安全といえるか？
- **たまねぎ**なんか5個生で食べたら死ぬかも
- **ジャガイモ**の青芽なんか、毒そのもの
- 内分泌かく乱物質としては、**大豆**の方がよっぽど強い
- **コーヒー**の毒性なんて結構ひどい
- 食べたら誰でも健康になる食品なんて無い
(**健康食品**)

食品の表示

消費者的選択の基準

- **基本項目: 原材料名、賞味期限、保存方法など**
- **栄養成分、添加物、遺伝子組み換え、アレルギー物質含有の有無など**
- **食品表示法(2015年4月)、食品衛生法、JAS法、健康増進法、**

食品表示に関する法律とその規程内容



2015年4月以降

食品表示法

〈主な変更点〉

- 加工食品と生鮮食品の区分の統一
- 製造所固有記号の使用に係るルールの改善
- アレルギー表示に係るルールの改善
- 栄養成分表示の義務化
- 栄養強調表示に係るルールの改善
- 原材料名表示等に係るルールの変更
- 販売の用に供する添加物の表示に係るルールの改善
- 通知等に規定されていた表示ルールの一部を基準に規程
- 表示レイアウトの改善
- 新たな機能性表示制度の創設

※原料原産地名や遺伝子組換えの表示についても検討が進んでいる

表示事項

●表示は「食品表示法」で定められ、新たにすべての加工食品について、5項目の栄養成分表示が義務化された。

食品表示法の食品表示基準に基づく加工食品の例

名称	スナック菓子
原材料名	じゃがいも(国産・遺伝子組換えでない)、植物油、チーズ、食塩／乳化剤(大豆を含む)、調味料(アミノ酸等)、香料、パプリカ色素、酸化防止剤(エリソルビン酸Na)
内容量	62g
賞味期限	2020.02.11
保存方法	直射日光の当たるところ、高温多湿のところでの保存は避けてください。
製造者	メディック食品株式会社 +CAA123 東京都港区南青山×-×-×

加工食品の最も多い原材料についてはその産地が表示される
原材料名は重量の多いものから順に記載する
添加物はその他の原材料と区別して表示する

未開封の期間におけるもの

製造所固有記号▶▶

栄養成分表示 1袋(62g)当たり

熱量	347 kcal	炭水化物	34 g
たんぱく質	2.7 g	食塩相当量	0.5g*
脂質	22 g		

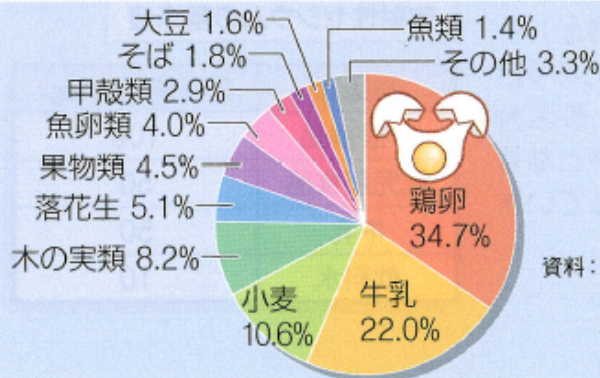
*ナトリウム塩を添加していない場合はナトリウム(食塩相当量)でも可
※『食品表示法』に基づく表示事項は名称、原材料名、アレルギー、添加物、内容量、消費期限・賞味期限、保存方法、製造者である。

アレルギーを含む食品の表示

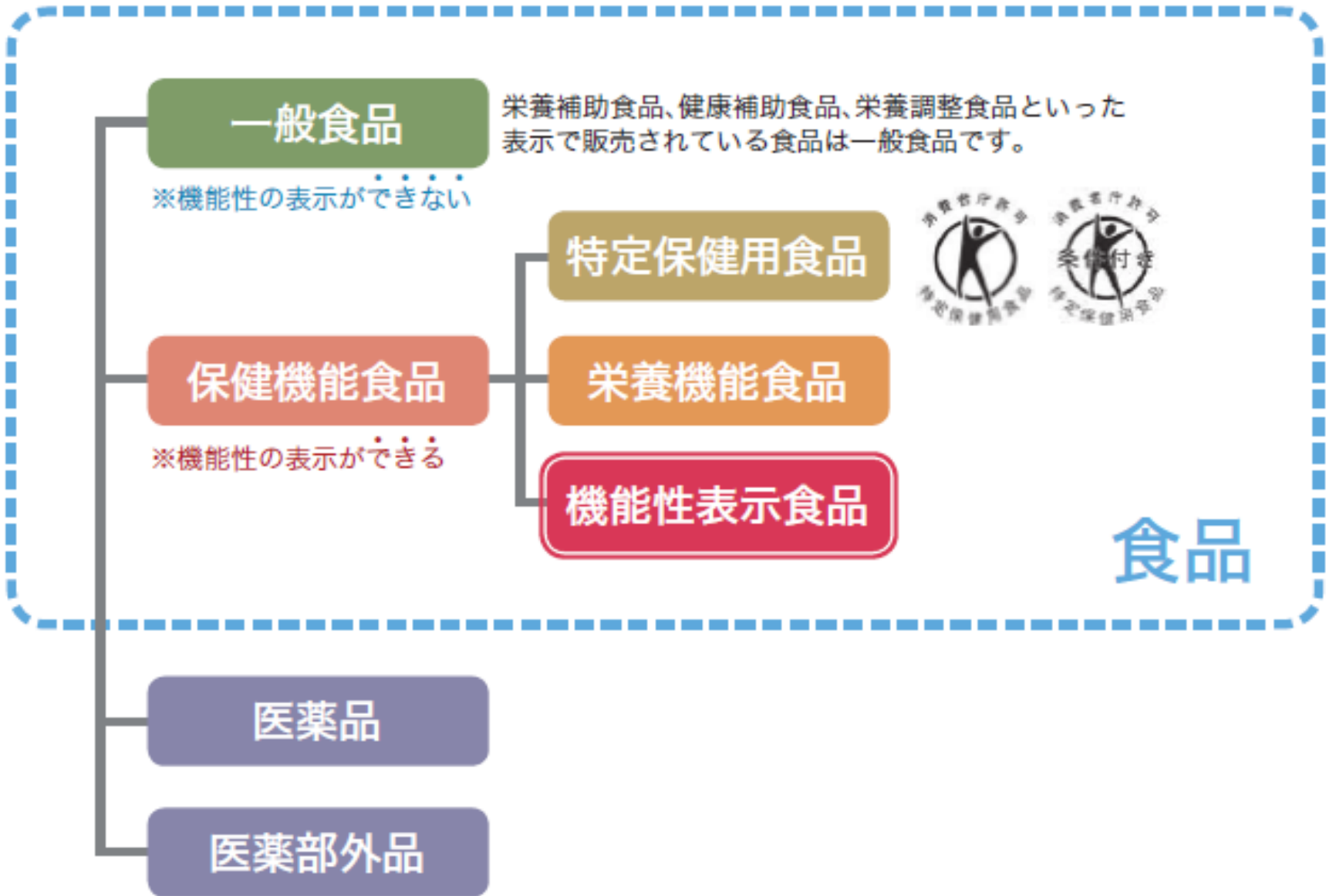
特定原材料の7品目 (表示を義務化するもの)	特定原材料に準ずる21品目 (表示を推奨するもの)
<ul style="list-style-type: none"> ●えび ●かに ●小麦 ●そば ●卵 ●乳 ●落花生(ピーナッツ) 	<ul style="list-style-type: none"> ●アーモンド ●あわび ●いか ●いくら ●オレンジ ●カシューナッツ ●キウイフルーツ ●牛肉 ●くるみ ●ごま ●さけ ●さば ●大豆 ●鶏肉 ●バナナ ●豚肉 ●まつたけ ●もも ●やまいも ●りんご ●ゼラチン

※複数の原材料が用いられているものは、最後にカッコで(一部に小麦、卵を含む)などと記載してもよい。

●食物アレルギーの原因食物(2017年)



資料：即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査



出典：消費者庁パンフレット「機能性表示食品」ってなに？

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/about_foods_with_function_claims/pdf/150810_1.pdf

機能性が表示されている食品

特定保健用食品(トクホ)

健康の維持増進に役立つことが科学的根拠に基づいて認められ、「コレステロールの吸収を抑える」などの表示が許可されている食品です。表示されている効果や安全性については国が審査を行い、食品ごとに消費者庁長官が許可しています。

栄養機能食品

一日に必要な栄養成分(ビタミン、ミネラルなど)が不足しがちな場合、その補給・補完のために利用できる食品です。すでに科学的根拠が確認された栄養成分を一定の基準量含む食品であれば、特に届出などをしなくても、国が定めた表現によって機能性を表示することができます。

機能性表示食品

事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品です。販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたものです。ただし、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではありません。

健康関連食品の種類と機能

▶ 保健機能食品

薬

医薬品・健康食品・食品の分類

一般食品

【食品衛生法・食品表示法】

医薬品 (医薬部外品を含む)	特定用途食品	保健機能食品			その他の食品 (いわゆる健康食品を含む)	
	病者用 (個別評価型) 病者用 (許可基準型) えん下困難者用 妊産婦用 乳児用	特定保健用食品(消費者庁長官の許可)		栄養機能食品 (規格基準型) 許可申請は不要		機能性表示食品 (届出制)
		個別許可型 (疾病リスク低減表示、規格基準型を含む)	 条件付き特定保健用食品			
	特別用途食品					

【健康増進法】

消費者庁長官の認可

届出なし

消費者庁長官に届出

届出なし

消費者委員会での承認の上

厚生労働大臣の承認

医薬品医療機器等法

最近の消費者問題・消費者行政における主な関心事項

- (1) いわゆる「健康食品」による「健康被害」**
- (2) 機能性表示食品が新設されたことの功罪**

(1) いわゆる「健康食品」による「健康被害」

いわゆる「健康食品」による「健康被害」が後を絶たない。

一つには購買者の理解不足による過剰摂取であるが、一部には本来毒性と言ってよい成分が含まれているための健康被害である。

そもそも食べて誰もが健康になる食品はない。

例えばカルシウムを例に挙げると、カルシウムが不足している人が日本人に多いので一般的には健康に寄与するが、カルシウムを十分にとっている人にとってはカルシウムの追加摂取は過剰摂取である。

特にやせることを効能としている健康食品が巷にあふれているが、健康な生物が何もせずに摂取しただけで体重が減少すればそれは毒性である。

いわゆる「健康食品」と言われているものには「毒性」のあるものが多くある。

消費者保護の観点からはこの様な毒性による「健康被害」が多発しているのではないかと懸念している。

(2)-1 機能性表示食品が新設されたことの功罪

消費者の
皆様へ

「機能性表示食品」って何？

特定保健用食品(トクホ)、栄養機能食品とは異なる新しい食品の機能性表示制度ができました。



- 「機能性表示食品」は、事業者の責任で、科学的根拠を基に商品パッケージに機能性を表示するものとして、消費者庁に届け出られた食品です。
- 商品を買う前、摂取する前に、商品に表示されている注意書きや消費者庁のウェブサイト公開された情報をしっかり確認してください。

 消費者庁
Consumer Affairs Agency of Japan

「機能性表示食品」制度の新設 (2015年4月)

企業が「効果がある証拠」があると考えて国に届け出すれば食品への表示が許されるものである。

「効果がある証拠」は極めて怪しいものが含まれており、疑念が多々残る。

実際に特定保健用食品(トクホ)での審査が通らなかった食品で、機能性表示食品として販売しているものもある。

(2)-2 機能性表示食品が新設されたことの功罪

【懸念点】

- ・効能があるかどうかの証拠も怪しいが、有害かどうかの証拠も怪しい。
- ・効能が有効ならそれはすぐに「有害」にもなることを意味する。

(例) 血圧を下げる効能は、低血圧の人には有害であるが、それだけでなく効能には個人差があり、高めの人でも効能が効きすぎて血圧が下がる人もいる。

効能をうたう以上、用量に合わせた安全性の評価がなされている必要があるが、事実上、機能性表示食品にはそれがない。

(2)-3 機能性表示食品が新設されたことの功罪

「特定保健用食品」では「効果」と「安全性」を見ている

企業からすると煩雑な書類作成と承認に時間がかかる「特定保健用食品」への申請は激減し、「効果」と「安全性」が不安定な「機能性表示食品」へ企業が目指す方向性は移行しつつある。

これは国が「効果」と「安全性」を一定程度保証する食品が減って、健康危害の発生の有無は企業側の科学的知識の有無と良心に委ねられていることを意味しており、大きな消費者被害を生むのではないかと懸念している。

委員会の調査審議テーマとして取り上げるべき課題

国民生活センターにきた「健康食品による健康被害」の詳細な紹介

実際の保健所等への連絡状況と食品事件として保健所が対応した事例や保健所での対応が難しいケースなどの問題点の検討

「特定保健用食品」から「機能性表示食品」へ食品業界が移行しつつあることの実態把握と問題点の検討

特に特定保健用食品で審査承認されていないが、機能性表示食品として流通している食品の有無や現在の動向

みかんなどの一般の食品で機能性表示食品として表示しているケースでの優良誤認の可能性の有無などについては、検討してみる価値があるのではないか。